(P67)

東京における水と緑のネットワーク創出と覆蓋化河川の再開渠化に関する一考察

東京都財務局 兼 首都大学東京 〇石原 成幸 首都大学東京 都市環境科学研究科 河村 明 首都大学東京 都市環境科学研究科 天口 英雄 東京都建設局 兼 首都大学東京 高崎 忠勝

1. はじめに

近年、大都市圏の市街地では都市化による地表面被覆の人工化、温室効果ガスや人工排熱の急激な増加等により、ヒートアイランド現象が顕著となっており、市民環境が著しく損なわれている¹⁾. その対応策の一つとして、現象緩和に向けた水と緑のネットワークの創出が望まれる. 一方、特に問題が深刻な既成市街地においては水辺や緑の空間が乏しく、土地利用が高度化されているため、水と緑のネットワークを創出するには様々な制約・困難が存在する¹⁾. 本報では、東京の高度に密集した市街地における水と緑のネットワークの再生に向けて、既往研究で言及の少ない法制度面における管理体系を主な視点として、過去に下水道幹線化された河川を対象として再開渠化の考察を試みた.

2. 下水道化された法定河川の概要と現況

図-1は、昭和36(1961)年10月の東京都市計画河川下水道調査特別委員会による報告(以下、「36答申」という)に基づき法定河川の下水道化が実施された、14河川の位置関係と下水道幹線(覆蓋)化計画の概要を示したものである²⁾. 当該図からは、対象河川が23区内全域に広範囲に分布していることが判る.

また表-1には調査結果として、図-1に示す対象河川の下水道化と河川・下水道法令上の位置づけの詳細を示した. この表からは、河川の下水道幹線化が実施された際に、図-2・3のとおり見かけ上は類似していても法制度面で①河川法と下水道法の重複適用(No.1~7)、②河川法の適用を廃止(No.9~14)に大別できることが明らかとなる.

3. 法定河川の下水道幹線化に伴う河川法・下水道法上の位置づけ

河川法・下水道法の適用の有無により大別した2ケースについて、その詳細を検討する。初めにNo.1~7のように、 法定河川の本川または支川の一部区間を下水道幹線(暗渠)化、または同一水系の本川での幹線(暗渠)化等が未完

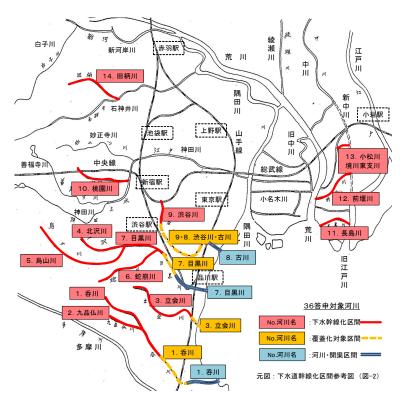


図-1 36答申対象の法定14河川の位置と下水道幹線化・覆蓋化計画2)



図-2 No.4 北沢川の暗渠化区間



図-3 No.10 桃園川の暗渠化区間 両図とも筆者撮影

No.	36答申 対象河川	下水道幹線	河川区間	都市計画法 河川·下水	36答申対象区間の状況			上部利用形態	
		(暗渠)化	覆蓋化		暗渠化	覆蓋化	河川·下水	上部利用形態	備考
		対象範囲	対象範囲	重複指定	対 象	対 象	法適用	H31.03.時点	
1	呑川	上流	一部	計画決定	一部完了	未了	重複管理	遊歩道·緑道	吞川水系
2	九品仏川	全川	_	下水計画のみ	完了		重複管理	遊歩道·緑道	台川小木
3	立会川	上流	一部	計画決定	一部完了	未了	重複管理	遊歩道·緑道	
4	北沢川	全川	_		完了		重複管理	道路·緑道	
5	烏山川	全川	_	計画決定	完了		重複管理	道路·緑道	目黒川水系
6	蛇崩川	全川	_	計画決定	完了		重複管理	遊歩道·緑道	
7	目黒川	上流	一部		一部完了	未了	重複管理	遊歩道·緑道	
8	古川	ı	一部	計画決定	_	未了	(河川法)	法定河川のまま	渋谷川下流部
9	渋谷川	上流	全区間	計画決定	完了	未了	変更(廃止)	道路·緑道	旧準用河川
10	桃園川	全川	-	事業認可	完了		準用解除	公園·遊歩道	旧準用河川
11	長島川	全川	_		完了		河川廃止	親水緑道	
12	前堰川	全川	_		完了		河川廃止	緑道	
13	小松川境川東支川	全川	_		完了		河川廃止	親水公園	
14	田柄川	全川	_		完了	_	河川廃止	緑道•遊歩道	

表-1 36答申対象河川の下水道幹線化・覆蓋化計画と整備実態の一覧2,3)

注)下水道幹線(暗渠)化または(下水道化せずに)河川のまま覆蓋化の別は答申書「下水道幹線化区間参考図」の記載による本来,古川は渋谷川と同一水系扱いであるが,本表では36対象区間の状況区分から除外扱いとしている

了の場合は、下水道幹線化した区間に河川法を適用したまま下水道施設として河川占用のうえ、下水道法と重複適用して維持・管理している。次にNo.9~14では、暗渠化対象区間の河川全川での下水道幹線(暗渠)化の終了とともに、河川法の適用廃止(一級河川の廃止・旧法準用河川解除)が行われている(古川は法定河川のままのため除外)。

上記のとおり、対象となった河川区間における下水道幹線化が完全に実施されたか否かにより、法令上の取り扱いが異なることが確認できる。

4. 法令上の位置づけと再開渠化の可能性との相関

河川法を適用したままで下水道幹線化されているケースでは、河川管理者が河川法上の権原を有したままであり、下水道事業者が河川区域を占用する扱いで下水道施設を敷設することとなる。この場合、法令上は二つの法律が重複することとなり、維持管理面で手続きが面倒になるにも拘わらず多くの河川で適用されている。その大きな理由としては、河川法の適用を廃止する場合に河川用地を財務省の国有財産部局長と協議して普通財産化したのち、下水道事業者に無償譲渡するため手間が掛かること(10箇年程度を要することが多い)、また地元自治体が公園としての利用を希望する場合は有償譲渡になること等、財産処理上の手間と費用面での課題などが考えられる。換言すれば、下水道管理者にとって河川・下水道の重複管理となる点を除けば、下水道施設が河川用地を無償占用できるため、手続きを迅速・簡略化できる点などの実務処理的な側面が実態管理面に大きく影響している、と判断することができる。

これまで河川再生の議論では、主に表面形態からのみ河川の再開渠化(再生)を議論してきたが、下水道法との重複管理区間の再開渠化であれば、河川法の適用廃止区間に比べて開渠化や二層河川への法的な制約が非常に少ないため、これら管理条件に応じて復元の可否を検討することが一つの鍵となることが明らかである.

また図-1・表-1から、法令上の重複管理河川は主に東京のコアエリアでの再開渠化により、また河川法上で廃止となった河川は親水公園などとして活用されていることから、都内全域での水と緑のネットワークの創出並びにヒートアイランド対策としても極めて有効であると考えられる.

5. むすび

本報では、見かけ上で同じように見える河川の下水道幹線化区間においても、下水道法に加えて河川法が重複適用 されている河川占用区域において、再開渠化のハードルが非常に低いことを明らかにできた.

- 1) 例えば、国土交通省都市・地域整備局: 既成市街地における水と緑のネットワークの保全・再生・創出のための施策カタログ[案], p.1, 2008.
- 2) 建設局河川部:東京都市計画河川下水道調査特別委員会に関する報告書(昭和36年11月),東京都都市計画河川下水道調査特別委員会,1961.
- 3) 石原成幸,河村明,高崎忠勝,天口英雄:渋谷川の改修計画の変遷と背景に関する研究,土木学会論文集G(環境), Vol.73, No.5, I 291-I 301, 2017.

キーワード:36答申、下水道幹線化、覆蓋化河川、水と緑のネットワーク、東京